

子どもの面会交流

子どもの面会交流は、実務上、離婚事件に付随して扱う会員が多いと思われるところ、両親が紛争状態にある中で、面会交流を円滑に進めることには様々な障害を伴うとともに、真に子どもの福祉に資する面会交流のあり方については悩みが多いのではないのでしょうか。また、間接強制についての最高裁判例、親子断絶防止法立法に向けた動きなどがあり、法制度のあり方についても、関心が高まっております。

今回、東京家庭裁判所の山田一哉裁判官より実務的な面会交流についてのご説明をいただくと共

に、面会交流について豊富な経験を持つ弁護士によって、面会交流のあり方について様々な角度から議論をいただきました。会員の皆様の、今後の業務においてヒントにさせていただき、一人でも多くの子どもがストレス無く面会交流が進められる一助になれば幸いです。

(富田 寛之、西川 達也)

CONTENTS

- 面会交流について
- 座談会

面会交流について

東京家庭裁判所 家事第4部 裁判官 山田 一哉

1 面会交流とは

婚姻中の父母が別居している場合、あるいは父母が離婚した場合において、子を監護していない親（非監護親）が子と直接会うなどの交流をすることを面会交流という。

面会交流については、従前、明文の規定はなく、民法766条の解釈により認められていたが、平成23年の民法改正により、「父又は母と子との面会及びその他の交流」として民法766条1項に明文化された。同項にいう「面会」とは、実際に父又は母が子に会うことをいい、「その他の交流」とは、より広く、電話による会話や手紙・メールによる意思疎通なども含むものをいうとされており、家裁実務においては、前者を「直接交流」、後者を「間接交流」と呼んでいる。

2 面会交流の意義

父母の離婚又は別居により離れて暮らしていても、子にとって親であることには変わりはなく、非監護親からも愛情を感じられることが子の健全な成長のために重要といえる。また、非監護親と交流することにより、親の離婚や別居による子の悲しみや喪失感が軽減されることも期待できる。このように、子の福祉の観点からは、基本的には非監護親との適切な面会交流が実施されることが望ましい。

他方、非監護親が子を虐待していた場合など、面会交流を行うことがかえって子の福祉に反する結果となる場合があることも否定できないので、そのような事情がうかがわれる場合には、非監護親と子の交流のあり方について、慎重に考える必要がある。

3 面会交流を禁止・制限すべき事情

- (1) 面会交流を禁止・制限すべき事情として、当事者から主張される主なものとして、
- ① 子が連れ去られるおそれがある場合
 - ② 非監護親が子を虐待していた場合
 - ③ 監護親が非監護親から暴力等を受けていた場合
 - ④ 子自身が面会交流を拒絶している場合
 - ⑤ 監護親、非監護親の一方又は双方が再婚した場合
- などがあるので、これらについて説明する。
- (2) ①子が連れ去られるおそれがあるとの主張について、面会交流中にそのような事態が生じれば、それまでの子の生活環境が大きく変更されることになり、子の心身の安定を害する結果になりかねないから、面会交流を禁止・制限すべき事情があるといえる場合が多いと思われる。
- もともと、そのような場合であっても、監護親又は適切な第三者の立会いや面会交流を支援する第三者機関の関与、面会場所の限定といった連れ去りのおそれを払拭するような条件を付すことにより、面会交流を実施する余地がある場合もあるので、そのような方法も考えてみる必要がある。
- (3) ②非監護親が子を虐待していた場合で、面会交流の際に非監護親が子を虐待するおそれがある場合や、過去の虐待の影響から、子が非監護親と会うことによってさらに精神的なダメージを受けるおそれがある場合等には、面会交流を禁止・制限すべき事情があるといえるであろう。
- ただ、虐待の有無や程度、それにより子が受けた影響について、当事者間で争いになることが多く、そのような場合には、双方から提出される資料や家庭裁判所調査官による調査を行うなどして事情を把握することになる。
- (4) ③監護親が非監護親から暴力等を受けていた場合で、暴力等が子の面前において行われたことなどにより子が精神的なダメージを受け、未だそのダメー

ジから回復していないような場合には、面会交流を禁止・制限すべき事情があるといえるであろう。

しかし、上記(3)の場合と同様、非監護親の監護親に対する暴力等の態様・程度を含め、暴力等の有無や程度、それにより子が受けた影響についても、当事者間で主張が対立する場合が多い。したがって、この場合にも、双方から提出される資料や家庭裁判所調査官による調査を行うなどして事情を把握することになる。

また、子に対する影響の程度によっては、適切な第三者の立会いや面会交流を支援する第三者機関の関与によって面会交流が実施できる場合もあるので、このような方法についても考えてみることは有益である。

- (5) ④子自身が面会交流を拒絶しているとの主張については、子の年齢、発達の程度、非監護親との従前の関係を踏まえ、子の拒絶が真意に基づくものと認められる場合には、面会交流を禁止・制限すべき事情に当たる可能性がある。

もともと、両親の別居や離婚という紛争の渦中にある子は、仮に、非監護親に会いたい気持ちを持っていても、監護親の拒否感を察知して本心を言えないこともあるので、子の表面的な言動にとらわれることなく、子の言動の背景事情等を総合的に考慮して慎重に検討することが必要である。そのため、家裁では、家庭裁判所調査官による調査を実施することが多い。

また、子が面会交流の実施に消極的な態度を示した場合であっても、子の真意に配慮する必要があるため、面会交流の時間や方法を工夫することによって、子の心身の負担を軽減できる場合もあるので、このような観点からの検討も有益である場合がある。

- (6) ⑤監護親、非監護親の一方又は双方が再婚した場合については、再婚したことをもって直ちに面会交流を禁止・制限すべき事情があるとはいえないであろう。

しかし、一般に父母の再婚は、子に少なからず動揺を与える場合があり、特に監護親が再婚した場合には、再婚家庭における子の心身の安定等に配慮が

必要となることもある。したがって、監護親、非監護親の再婚が子に具体的にどのような影響を与えるかを見極め、子の意向や生活状況等にも十分配慮することが必要である。

4 面会交流に関する調停・審判の手續

当事者間において面会交流の可否又は内容について協議が調わない場合に、家裁に面会交流の調停・審判の申立てがされる。なお、夫婦関係調整調停が不成立となる場合にも、不成立後の面会交流について定める必要があるときには、別途、面会交流調停（別表第二事件）を申し立てる必要がある。面会交流調停で合意が調わない場合には、調停は不成立となって審判手續に移行するが、最近の家裁実務では、調停に代わる審判（家事事件手續法284条）によって解決が図られる場合もある。

5 面会交流の内容

面会交流を禁止・制限すべき事情が認められないか、あったとしても面会交流の方法等を工夫することによって面会交流の実施が可能であると考えられる場合には、面会交流の具体的な内容を定めることになる。

面会交流の内容を定める場合には、子の利益が最も優先して考慮されるべきであり（民法766条1項）、面会交流を、安定的・継続的に実施するためには、面会交流の具体的な内容について、その都度、子の年齢や意向のほか、父母や子の生活スケジュール等、個別の事情に即して当事者間で柔軟に協議して定めることが望ましい。

したがって、調停で合意する場合に、当事者間に一定の信頼関係があり、互いに協力して面会交流を実施することが期待できるときには、「相手方は、申立人が当事者間の長男●●（平成●年●月●日生）と月●回程度面会することを認め、その日時・場所・方法等については、子の福祉に配慮し、当事者双方で協議して定める。」といったように、面会交流の具体的な内容

の決定を当事者間の協議に委ねる内容の合意とすることも多い。

これに対し、当事者間の感情的な対立が厳しく、信頼関係が不足している場合には、面会交流の具体的な内容の決定を当事者間の協議に委ねたのでは、面会交流を円滑に実施できない可能性が高いので、面会交流の日時・場所・方法等について調停条項で具体的に定めることになる。

しかし、このような場合であっても、面会交流の内容を詳細に定めすぎると、事情の変化や個別の事情に柔軟に対応することができず、かえって円滑な面会交流が実施できなくなったり、子に様々な負担を負わせることとなることもあるので、どこまで詳細に定めるかについては慎重に検討すべきであろう。また、合意の内容によっては、後記6のとおり間接強制が可能となる場合があるので、その点についても注意する必要がある。

6 間接強制の可否・要件

調停又は審判で面会交流の実施が定められたにもかかわらず、監護親の拒否などにより実施されない場合に、調停調書又は審判書に定める監護親がすべき給付の特定に欠けるところがないといえる場合には、間接強制を許さない旨の合意が存在するなどの特段の事情がない限り、調停調書又は審判書に基づいて間接強制をすることができる（最高裁平成25年3月28日決定・民集67巻3号864頁・判例タイムズ1391号122頁。この最高裁決定には、監護親がすべき給付の特定に必要な要素として、①面会交流の日時又は頻度、②各回の面会交流の時間の長さ、③子の引渡方法が挙げられている。）。

なお、上記最高裁決定においても、「面会交流は、柔軟に対応することができる条項に基づき、監護親と非監護親の協力の下で実施されることが望ましい。」とされており、面会交流の実施は、子の状況などに柔軟に対応する必要があることも上記のとおりであるから、どのような場合に間接強制まで視野に入れた調停や審判を求めるかは、慎重に検討すべきであろう。

座談会「子どもの面会交流」

日 時：2017年3月1日(水)午前10時

場 所：弁護士会館501会議室

出席者：近藤ルミ子(第一東京弁護士会会員、元裁判官・32期)
 福田 笑美(子どもの人権と少年法に関する特別委員会委員・58期)
 山崎 新(性の平等に関する委員会副委員長・62期)

司 会：高橋 未紗(会員・61期)
 西川 達也(広報室囑託・61期)



第1 自己紹介

西川：最初に簡単なお話と、扱われている事件の特徴などを簡単にお話いただけますでしょうか。

近藤：32期の近藤です。2012年に退官するまで裁判官として仕事をしてまいりました。

弁護士登録は2013年5月です。弁護士としては新人ですから、果たして本日の出席者として適当だったのかと思いますが、合計しますと約10年東京家裁の家事部で仕事をしていましたので、その経験を踏まえてお話ができればと思っています。

福田：58期の福田笑美と申します。弁護士登録直後から当会の子どもの人権と少年法に関する特別委員会の福祉部に所属して、子どもの福祉にかかわる問題に携わってきました。

代理人としては、離婚事件が多いのですが、その中でも特に子どもの親権をめぐる争いですとか、子どもの引き渡しの問題になっているケースをこれまで数多く経験しております。

2012年からは東京家裁の家事調停委員も務めています。弁護士の調停委員はどうしても遺産分割事件の配点を中心になるのですが、面会交流や親権者変更といった子どもがかかわる事件も積極的に引き受けるようになってきたため、調停委員としての経験もいくつか重ねてきております。

山崎：62期の山崎新と申します。私は、弁護士登録してからずっと性の平等に関する委員会に所属しており、現在、同委員会の副委員長をしています。

私は、社会人経験を経てから弁護士になったので

すが、女性のための女性弁護士になりたいという思いで弁護士になったもので、扱っている事件は、ほとんどが離婚事件で、特にDV事件が多いです。依頼者もほとんど女性です。ですので、面会交流の事案はどうしても監護親側からの視点が強くなりますが、今日はいろいろなご意見を聞いて勉強させていただきたいと思っています。

高橋：61期の高橋未紗と申します。登録以来、いわゆる一般民事の事務所で仕事をしており、離婚事件や面会交流事件についても、男性側・女性側問わず携わってまいりました。

面会交流は非常にセンシティブな問題であり、いつも悩ましさを感じております。本日は、若手会員の立場から、面会交流事件を解決する上でのヒントをいろいろと伺えればと思います。

第2 面会交流事案の現状について

1 現在の家裁の方針について

西川：では早速本題の方に入りまして、まずは、現在の家裁実務について、裁判官ご出身の近藤さんから簡単なお話とこれに対する感想をいただければと思います。

近藤：私は、退官したのが平成24年の7月で、家事事件手続法施行の直前なんですね。家事事件手続法の施行を境に、面会交流事件の審理の在り方が変わったようにも聞いておりますが、先ほど言いま



近藤ルミ子 弁護士

したように、弁護士としての経験が浅いものですから、現在どうなっているかというのは、他の弁護士さんの方がお詳しいかと思います。

面会交流事件に関して最近よく耳にするのは、現在の家裁実務は面会交流実施を原則としているがこれは相当なのか、ということです。ところが、原則面会交流実施、つまり面会交流は原則として子のためになるものであるという考え方自体は、家裁実務は一貫しているんですね。昭和39年でしたか、初めて面会交流を命じたとされる審判例*1がありますけれども、この審判も「この権利は未成熟子の福祉を害することがない限り、制限され又は奪われることはない」としておりますので、基本的な考え方は変わってないんです。

ただ、子の福祉とは何か、子の利益は何かということについては、社会の考え方が変わってきています。それに沿って家裁実務も一般的に監護親と子の生活の平穏を重視して面会交流実施についてどちらかという慎重であったものが、事案ごとに具体的に検討する姿勢へと変化してきたのです。

ですから、面会交流原則実施が是か非かという議論はあまり意味がないように思います。面会交流の積極的実施を考える場合に問題とすべきなのは、一つは家裁の手続において、当事者への働きかけや手続代理人との協働関係が有効に実現しているかということ、もう一つは家裁の手続を離れたあとの支援態勢が充実しているかということだと思います。

家事事件の中でも面会交流事件は、特に家裁の後見的機能が発揮されなければいけない事件類型だろうと思います。当事者への働きかけ等が有効に実現しているかという問題は、この後見的機能の発揮という場面で、裁判官の手続指揮が適切になされているのかという問題です。

面会交流原則実施が是か非かという議論で、例としてよく出されるのはDV事案ですよね。非監護

親の監護親に対する暴力があっても面会交流を禁止あるいは制限すべき事由がないとされる場合には、面会交流に強く抵抗を示す監護親に対して、面会交流は子が別れている父親ないし母親から愛情を受ける場として大切な場面ととらえるべきだということについて働きかけがなされます。その結果、監護親の一応の納得が得られて面会交流を実施するという方向で手続が進められる場合、大切なのは、監護親と非監護親が、平等の立場で面会交流実施に向けて協力する姿勢の構築だと思います。

そこでは、子のために両親が互いを尊重して協力する必要があることを理解させるための後見的な働きかけが必要だと思うのです。しかし、一部の事案で、こうした当事者間の協力態勢構築のための支援を飛ばして、面会交流を禁止すべき事由が認められないのだからということで、面会交流実施の条件について強引に話を進めようとする手続運営がされているようで、この点については、私は疑問を感じております。

元配偶者の過去の暴力が原因で面会交流に抵抗を示す監護親に対する働きかけだけでなく、暴力を振った方の非監護親に対しても、現在の監護状況を尊重しない姿勢や支配的姿勢が子のための面会交流実現の阻害要因になることを理解させるための働きかけが等しく重要です。それを忘れた手続運営がされているとしたら問題だと思います。そういう働きかけというと、調査官の調整機能がすぐ頭に浮かぶんですけども、調査官の活用等による監護親と非監護親の協力態勢構築のための支援に向けた裁判官の手続指揮が適切に行われてないように感じる事案もあるようなので、そこがちょっと意外な感じがしております。

西川：同じく現在の家裁の方針につきまして、当事者の代理人あるいは調停委員の立場から福田さん、いかがでしょうか。

*1：東京家審昭和39年12月14日・家月17巻4号55頁

福田：現在の家裁の見解が面会交流の原則実施であるというのは、皆さん共通の認識だと思うのですが、個々に見ていきますと、特に調査官などは現場においては柔軟な判断をしているケースも多く見られます。だからそんなに硬直的な運用がなされているようには感じていません。

ただ、調停委員の中にはその認識が少しまちまちなところがあって、それこそ原則実施で、例外が認められるのはこれとこれのケースだ、というふうに定型的にとらえてしまって、それをあなたは立証しなさい、立証できないんだったらやっぱり面会は実施するんですよ、みたいな対応をしている調停委員も少なからずいると聞いております。その辺の調停委員のスキルアップというか、意識改革というのが必要なんだろうと思います。

西川：続きまして山崎さんはいかがでしょうか。

山崎：私は、面会交流を原則実施として、例外事由の有無によって面会を拒否しうる、という枠組み自体は危険なものだと思っています。

というのは、法律家であればイメージできると思うのですが、例外事由という立証責任は監護親側にあるという印象にどうしても引っ張られてしまいます。しかし、例外事由で代表的なDVや虐待は密室で行われるものであって、証拠がないことが多いのです。DVや虐待の存在を立証するのが非常に困難なケースも多いわけです。そうすると、監護親の側が理由もないのに面会を拒否する“拒否的な親”として、皆から説得される立場になってしまい、孤立してしまうという構図が調停でも審判でもあるように思います。

例外事由は立証できなくても、DVや虐待の事実はあるというケースはいくらでもあるわけで、証明できるかどうかと、事実があるかどうかというのは別のことだというのは、弁護士であれば理解はできるのですが、一般の方だとなかなかそれが理解してもらえない。結局証明できないならDVはなかったのだらうと理解されてしまうことがすごく多いです。

原則実施の枠組みで捉えると、面会交流が問題となる場面でも、過去にどのような経緯があって監護親が子どもを連れて家を出たのか、今現在面会でできていないという事情が蚊帳の外に置かれてしまうということになりかねず、結果ありきの進行になってしまう。そうなると、面会交流の取り決めが仮になされたとしても、面会交流ができない事情について何も調整できていないわけですから、その後の面会交流の実施において非常に困難を抱えることになって、後々のためによくないだろうと思うわけです。

ですので、なぜ現在面会ができていないのかということをもう少し丁寧に掘り下げていく必要があるのだと思っています。

福田：ただその場合ですと、本当に面会交流の意味を理解せずに、おっしゃったように理由もなく面会を拒否する同居親がいた場合に、原則実施、面会は子のために実施するものなんだよという説明ができないと、裁判所の後見的機能といっても説得する段階に入れないという問題が生じてくると思うんですね。

そういう場合、どんなふうを考えておられるのでしょうか。原則は実施しないということが出発点になるのでしょうか。

山崎：結局のところ、原則・例外の枠組みではなく、ケース・バイ・ケースだというのが私の意見なんです。

先ほど、近藤さんがおっしゃったように、調査官をもっと活用していただきたいと思っています。中立な立場で子どもの意見を聞いたり、あるいは監護親側の面会できていない事情について掘り下げていただいて、では、どうすれば面会を実施できる方向になるのかどうか。そこを丁寧に検討しても、実施できないのであれば、取り決めだけでも意味がないことだと私は思うんです。ですので、ケース・バイ・ケースということを出発点にしないといけないと思っています。

近藤：原則実施の枠組みという、原則ばかりが前面に出ているんですけど、基本的に面会交流は、別れ

たお父さんないしはお母さんと会う機会として子どものために良いものであって、普通に行われるのであれば良いものであるということについて、山崎さんは反対しておられるわけじゃないでしょう。

山崎：そうです。もちろんそこは同意します。

近藤：原則実施というのは、そういう考え方なんですよ。面会交流というのは普通に行われる以上は、子どもにとってためになるものであり、子どもにとって望ましいものであるという考え方なんです。それ自体は、今回出席している皆さんに何の異論もありません。

ただ、子の福祉とか子の利益とは何なのかと考えたときに、どちらかという面会交流について控えめな対応をするのか、それとももっと積極的な対応をするのかというところの考え方の違いはあるということであって、原則実施の枠組みに賛成か反対かの問題ではないんだろうと思うんですね。

山崎：そうですね。補足しますと、実体的な側面で、一般的に言えば子どもと別れた親も子どもと普通に会えるのが良いという内容を「原則実施」と表現しているのであれば、そこに異論はないのですが、私が言いたいのは手続面です。

審理の在り方だとか、取り決めの在り方において、近藤さんがおっしゃる子の福祉についての考え方の違いみたいなものが双方の立場でどうしても鮮明に出る中で、なぜ面会できない事情があるのかなのかということ、手続の中で丁寧に見ていないのではないかと、そうした手続に問題があるのではないかと、そこを言いたいということです。

近藤：念のためですが、先ほどから立証責任という言葉が何回か出てきているんですけども、家裁実務は立証責任を監護親側に負わせているという運用をしているわけではもちろんありません。職権調査の手続であることは間違いありませんので。時々、何か立証責任を負わされているというお話を聞くものですから、そこは誤解のないようにしていただきたいなと思います。

家裁も万能ではありませんので、まずは、当事者である監護親から、事実の調査の契機として面会交流を禁止したり制限したりする事情について主張をしていただかないと、先に進めないということであって、結果として面会交流は実施すべきだということになったとしても、それは監護親が立証責任を負わされている結果というわけではありませんので。

2 面会交流の意義

高橋：皆さんからお話を伺ったところでは、お子さんと親とが会うこと自体は、一般的には望ましいことだということでは一致されておられるのだと思います。

ただ、それをなかなか受け入れ難いという依頼者の方もいらっしゃるかと思います。面会交流の意義について、依頼者の方々にどのように説明されているかをお伺いできますでしょうか。

福田：私は、別居している父親と合わせるとこの子は不安定になるのだ、だから子どもを守るためには絶対に合わせるべきじゃない、という母親に対しては、「この子の半分は、そのお父さんからできているんじゃないですか。あなたがそのお父さんを否定することはこの子の半分を否定することにほかなりませんよ」というような説明をしたりします。

両方の親から愛されているという自覚が自己肯定感につながるんだとか、実証的研究によって確認されてきたデータなども説明はするんですが、そういうデータの事よりも、「この子の半分はお父さんでできているんだよ」という感覚的なところを訴えることで、はっとされる方が多かったような気がします。

そうはいっても嫌悪感が強ければ強いほど、どうしても話が入っていきません。もうそれは本当に時間をかけて、子どもともコミュニケーションを取り、お母さんと、あるいは父親側だったこともありますけれども、監護親とコミュニケーションを重ねて、子どもにとって本当に何がいいのかということをお説



福田 笑美 会員

得するように心掛けています。

山崎：私も、夫婦関係は解消できるけれども、親子関係は解消できないんだ、子どもにとってアイデンティティーの問題でもあるんだと説明しています。

紛争性の高い離婚だと、相手の気持ちというのを考える余裕がなくなっている方がほとんどですよ。でも逆の立場で考えたら、ある日突然子どもがいなくなったらあなただって会いたいと思うでしょう、などと相手の気持ちを想定していかないと交渉や調停で合意できないという方に考え方をシフトするというのが一つの方法ですね。

非監護親側に対しても同じ対応です。子どもと2人で暮らしているお母さんがどれだけ大変か、そういう相手の立場や気持ちを考えないと、会いたい、会いたいだけじゃ面会は実施できないんだよということを説明したりします。

あとは、面会交流というのは何のためにするのかというところが、視野が狭くなっていると見えにくいと思うんです。ある調査官が言っていたことで、なるほどと思ってその後ずっと依頼人への説得に使っているのが、「子どもだってお父さんに聞きたいこともある。どうして僕たちは一緒に住めないのか、どうして両親は別れることになったのかということをお母さんからだけじゃなくお父さんからも聞きたいはず」ということです。子どもとしても、両親の離別という衝撃の事実に対し、それを受け入れるためには、お父さんに対して怒りもあるかもしれない。何でお母さんにあんなひどいことを言ったんだ、みたいな。子どもの知る権利といいますか、子どもが親をきちんと自己分析して、親子関係をどうしていくか判断する機会としてとらえてはどうかという話なんです。

そのように、面会交流の場を子どもの成長のために利用する視点を持ったらどうかという話で、私はその調査官のお話をなるほどなと思って、それ以来自分の依頼者にも話しているんです。

高橋：私も、今後使わせていただこうかなと思います。

3 裁判所側・当事者代理人との協働関係形成に向けた工夫・留意点

西川：次に、裁判所側・当事者代理人との協働関係形成に向けた工夫・留意点について、お聞きしたいと思います。まず、代理人の立場からということで福田さん、お願いいたします。

福田：これはまさしく裁判所の後見的機能を発揮していただきたい場面ですね。

調査官の調査って、親権者はどちらにすべきか、監護親はどちらにすべきかというときにはとても有効だと思うんです。ただ、面会交流を円滑にするために果たして調査官とその調査結果が奏功しているかという、なかなか限界があるのかなというふうに感じています。

1回だけの面談で、子どもから意見を聞き取って、そこで出た言葉で「ほら、監護親の影響を受けてこんなことを言っているじゃない」などとかえって非監護親の感情が荒立つというようなことがあって、余計うまくいかなくなるケースも見ています。

本当は、当事者の代理人が1回限りではないコミュニケーションを子どもはもちろん、当事者のお父さん、お母さんとも取って、裁判所と協働して進めていくべきだと思います。

重要なのは双方の親の教育だと思います。親教育プログラムと言いますか、親がいがみ合っていることが子どもに悪影響を与えているんだということを双方の親に理解してもらって、最低限の信頼関係を回復するための意識改革をどうしていくかということについて、裁判所がバックアップ、介入していかなければならないと思います。そのためには、当事者代理人の活用が必須になると思うので、連携してそういった役割ができればよい。親は変わらないのに、無理やりストレスフルな中で面会を実施したところで、子の福祉にかなうはずはないんです。

子の福祉にかなう面会にするためには、親の意識改革が大前提であって、私は調停委員としてはとに

かく双方の親を説得することを心掛けています。ただどうしても限界があるので、代理人と裁判所そのものを巻き込んで大きなプロジェクトで親教育を施していくという視点を持ってもらえると変わっていくのではないかなと思っています。

西川：確かに調停委員に双方の親を説得していただくと非常にありがたいということがありますね。

福田：面会交流，子どもにかかわる調停委員に関しては別の研修を受けて，その辺のスキルアップをしていただくのが理想です。立証責任はこうだから，はい，とにかく面会してくださいみたいな進行では，裁判所が期待される機能を果たしているとは言えないと思います。

山崎：私も調査官調査に限界があるというのは非常に感じているんです。子どもに1回限り1時間足らず会ったところで何が分かるのかという気がします。特に大きな子であれば自分の口で説明できますけれども，小さな子になるほど意思の把握というのは調査官のスキルにかかわってきますし。

一方で，調査官は必ずしも心理学の専門家ではない方も多いということを聞いています。先ほども言いました例外事由の有無を調査すると法律家のように考えている方もいるのかなと思うこともあります。非常に誘導的なことを子どもに話し掛けたりする調査官もいます。例えば，子どもが面会を嫌だと言っているのに，「じゃあ，どうしたらお父さんに会ってもいいかな」みたいなことをまだ低学年の子どもに聞いたりして，何のための調査なんだろうと思ったりもします。

家裁が取り決めの段階までしかできないということが前提になってしまっているのですが，私は面会交流事案は実施面のフォローの方が大事だと思っています。継続的なフォローの仕組みがないのが今の日本の状況ですが，そうした中で取り決めの部分しかやらない家裁だけでは，結局は面会交流事案の解決に困難を抱えたままになるのではと思います。

福田：当事者代理人がその面会に立ち会ってそうした



山崎 新 会員

フォローを継続してやってくれると，すごくうまくいくと思うんです。

山崎：とはいえ，弁護士の仕事としては面会交流に1回1回立ち会うのはなかなか厳しいものがあります。実施面でのフォローをする民間団体はありますが，東京のような大都市でも数か所しかありません。全国規模で見れば，実施面のフォローをしてくれる団体がないところの方が圧倒的に多いわけです。そんな中で取り決めだけ先行している日本の状況というのは非常に憂慮すべきものはあると思うんです。

諸外国に目を向けると，実施面のフォローというのは国の仕組みとして成り立っているところが多い。それが無いのに面会交流原則実施みたいな言説だけが広まっていくというのは非常に危険だなと思っています。

私は，面会交流事案に必要なのは，実施面における双方の当事者に対する継続的フォローではないかと思っています。お母さんに対して，お父さんに対して，子どもに対しても，三者に対して心理面でのフォローは絶対に必要です。それは福田さんのおっしゃる親教育というものと目的が同じなのかもしれないですけども。

西川：近藤さんから裁判所の立場，もちろん代理人としての立場も含めて，この点でご意見をいただければと思います。

近藤：私は，今回のテーマに関して言うならば，原則実施ということ自体の賛否の問題ではないと思っています。調停での合意にしる審判にしる，こういう形で面会交流をするのが子のために望ましいと裁判所が判断をする，ないしは当事者が納得して合意をするというのがスタートラインなんですね。スタートラインに付かせるところまでは家裁の仕事だろうと思っています。

スタートラインに付かせるということは，一番基本は監護親と非監護親が平等の立場で協力する関係，ないしは協力しようという意欲を持つということだろうと思うんです。理想論と言われればそれま

でかもしれませんが、家裁の仕事は可能な限りその状態をつくることであろうと思っております。

その先は、お二人もおっしゃっていただけなくても、面会交流実施の支援体制を整備していかないといけないと思います。民間団体でも公的機関でもよいのですが、何とか協力しようという気持ちにはなっただけでも、家裁の手続を離れてしまうと、やっぱりあの人とは協力できないという話になっていく可能性はあります。ですので、そこは一定期間フォローしてくれるような体制が必要です。家裁の適切な手続運営と家裁の手続を離れた後の支援体制、この2つがきちんと整っていることが大切であり、それが整っていないことが問題なんだろうと思っています。

何が家裁の問題としてあるのかというと、大きくとらえると裁判官の手続指揮の問題だろうと思います。代理人として面会交流事件をなされた弁護士さんの不満を聞いていると、面会交流実施に向けた働きかけの中で監護親に対する働きかけはされるけれども、非監護親に対する働きかけが不十分であることへの不満が多いように思います。面会交流禁止等の事由が認められない、面会交流実施が子の利益にかなうという判断が示されると、事案によっては、非監護親が「勝った」と思うってしまうんですね。自分の言うことが正しいんだと考えてしまって監護親の立場をけなすようになる。例えば、過去に暴力を振ったけれども、それによって監護親が精神的に非常にダメージを受けていることはあり得ない等の攻撃的な主張をするようになる場合があります。そのような状況を放置して、面会交流の頻度や時間等の条件について手続を進めようとする、そのような手続指揮がされている事案というのは、非常に問題だと思っています。

福田：確かに弁護士の性なのか、どうしても事実について争いたい、事実認定をはっきりさせたいという、代理人が少なからずいます。しかし、子どもの面会交流に関してそれに固執してしまったらかえって逆効果

なんだということを経験したことを裁判所の手続指揮で気付かせてもらえるといいなと思うことはありました。

高橋：非監護親の代理人がどのような説明をするかというのも大きなところかと思えます。

私が扱ったケースでは、監護親の代理人が当事者化してしまって、DVという事案ではなく、特に理由もなく会わせてないという事案だったんですけど、絶対お父さんには子どもを会わせないというふうに、説得する気がまったくないというものもありました。

逆の立場で、お父さん側の方の代理人で、すでにお母さんが一定程度会わせますということで実際に面会を始めておられるのに、過度に攻撃されて、会うたびにその面会の内容がこうだった、ああだったというふうなことで、毎回終わるたびに文句が出る。それでお母さんの方が疲弊してしまって面会自体がなくなってしまうということもありました。

結局それを当事者代理人がどういうふうに依頼者にうまく説明をして調整して、それをくみ取っていただいて裁判所の方でうまく指揮していただくかというのはかなり重要なんだろうなというふうに感じています。

4 調査官による子の面会意向調査について

西川：調査官調査が入る場合に調査手法の概観につきまして、近藤さんから簡単にご説明いただければと思います。

近藤：最近では現役の調査官が子の調査に関して書いている論考もありますので、ぜひ弁護士の方々に読んでいただきたいと思っております。

子の意思の把握に関して調査官調査が行われる場合は、子の年齢、能力等に応じた調査が実施されます。基本的には「子の意向調査」、「子の状況調査」、あるいは「子の心情調査」という形で調査命令が出されることが多いと思います。

子が自分の意思を正確に言語化できる年齢、10

歳程度でしょうか、このような年齢の子に対しては、調査官が面会交流に関する具体的な意向を直接聴取するという「子の意向調査」命令が出されます。もっと低い年齢で自分の意思が言語化できないような子については、「子の状況調査」として調査命令が出されることが多いでしょう。調査官が家庭訪問をして、監護親の影響を受けにくい状況を設定した上で、子の様子や監護親との関係等を観察し、そこから子の意思を推測するというようなやり方をしています。それから、「子の心情調査」という形で調査命令が出されることもあります。これは、例えば非監護親との思い出話などを聴くことで、子の真意を推測するというものです。

事案に応じて、このような調査命令が出されるわけですが、調査官にも得意、不得意がありますし、個々の調査官が自分の経験から身に着けた技法もありますから、当事者やその代理人の立場から見ると、この調査官は素晴らしかったけど、この調査官は…というような感想を持たれることがあろうかと思えます。

また、調査官の活用の仕方の問題というものもあるかと思えます。かつては、「包括調査」という形で調査命令が出されることが多かった時代もありましたが、今はそれは通用しないですね。調査の対象を絞ってこの部分について調査を、ということで調査命令が出されて、限定された形で活用されています。

そうすると、何について調査命令を出すかによって、事件の筋が変わることもあり得るわけですから、ここでも裁判官の手續指揮が非常に重要かと思えます。

山崎：なぜ時代とともに調査官を限定的に使うようになってきたんでしょうか。

近藤：基本的には、何でも調査官というのは、これは間違いですよ。最終的には裁判官の判断というものがあります。裁判官が中心となって手續を運営していかなければいけない。調査命令は焦点を絞

って出す、その結果によって更に調査が必要であると裁判官が判断した場合は、その部分について調査命令を出すという流れですね。包括調査というのは、結局、何が争点かということについて明確に意識していない手續運営につながることになると思います。

山崎：ただ、裁判官は裁判所から外に出たりできない人ですから、いろいろなところに出掛けて行っているいろいろな話を聞いてくるという、調査の意義というのはあると思うんですね。

私は、ケースワーカー的な視点を持って、調査官がいろいろ調整してくれたら非常にありがたいのになと思うところがあります。今回の調査は状況調査なので、その他のことはやりません、みたいな感じよりは、もっとフレキシブルに当事者双方の意見調整とか社会的資源の活用までやってくれればよいのと思ったりもします。

近藤：調査官の問題として、心理的な調整能力が落ちているという指摘を聞いたことがあります。

このような指摘があたっているとして、それは焦点を絞った活用の仕方をした結果なのか、そもそも人材を採用する際の問題なのか。また、調査の現場で当事者が非常に権利意識が強くなって、クレームも多くなってきています。特に若い方はそういう場面を切り抜けることに恐れを感じてしまうということがありますので、委縮してしまうということがある。いろいろな要素があるのかなと思っております。

山崎：今の調査官は法律職採用が増えているという話を聞きます。

近藤：かなり増えています。しかし、そのこと自体は特に問題ではないと思うんですね。調査官に適した人材が採用されればいいわけですから。

山崎：調査官という役割だけは別枠にして、心理の専門家にしてほしいなと思ったりもしますけどね。

福田：調査官調査の限界というところでは少し論点がずれるかもしれないですが、子どもの手續代理人について裁判所が消極的な理由の一つとして調査官制

度があるからとよく言われるのですが、調査官調査には限界があるということを共通認識としていただいた上で、子どもの手続代理人を裁判所自身も積極的に取り入れてもらって、協働関係を築いていくべきではないかと思っています。

近藤：子どもの手続代理人については、多少積極的になったというふうに聞いていますが、そうでもないですか。

福田：私の印象では、本当にぼつ、ぼつというくらいです。

山崎：更に費用負担をどちらの当事者がするかの問題がありますよね、手続代理人は。

福田：そうなんですね。そこもクリアしなければならぬ問題ですけどね。

5 調査官調査は、 事案解決のために機能しているか

西川：事案解決という観点から調査官調査が機能しているかという点についてもお聞きしたいと思います。こちららまず代理人の立場から福田さん、お願いいたします。

福田：繰り返しになりますが、親権者とか監護親をどちらにするかというときには、とても有用だと思っています。本当に調査官の鶴の一声ぐらいの効果を発することが多いんですが、面会については、面会はすべきだと書いたところで、それによって大きく監護親が動くということにはならないんですね。

やはり1回限りの面談で子どもが言ったことで何分かるのだという反発がどうしても出てきます。そこは限界があるという前提で第三者機関の活用なども含めて関係者でやっていかなければならない問題ではないかなと思っています。

西川：山崎さん、いかがでしょうか。

山崎：私も同感です。面会交流は双方の意見の調整こそが必要なわけで、紛争になっているから家裁に行っているわけですよね。その紛争理由の掘り下げ

がどこまでできるのかといたら、調査を通じてやるしかないのですが、そこに丁寧に付き合ってくださいという気持ちになれないんですよ、当事者代理人としては。

それは家裁が忙しすぎてとか、件数が多すぎて、特に子どもの紛争については早くさばかなければならないということが背景にあるようにすら思います。

福田：想定してないですよ、それをやることを。

山崎：そうなんです。最初から、「どうすれば原則月1回、2回の面会をできるのか」という結果から入ってきますし、先ほども言ったように、子どもに「どうしたらお父さんに会える？」なんて相談するというような調査もあつたりします。急ぐあまり結果ありきになっていないかと思っています。

理想を言うなら、ここは離婚とかその他の紛争とは、手続の仕組みを別枠にした方がいいんでしょうね。離婚や金銭給付はその場の取り決めで終わるわけですけど、面会交流は継続して実施することに意味がある、先が長い話だから、実施面を見据えてどう調整するかという視点で手続を工夫しないといけないのかなと思います。

近藤：本には、多少時間をかけてでもそこはやるべきだと書いてあります。裁判官としては、面会交流は別枠という意識でやっておられるのかなと思っていますが。

山崎：裁判官にもよると思うんです、そこは。

以前、調停委員が無理だろうと感じていても裁判官が調停に出てきて、粘って、粘って双方に話をして調整してくれた方もいらっしゃるのですが、そういう方というのはまれな感じがします。

福田：面会交流の調停だと、そもそも最初から調査官を付けないケースも少なからずあります。だから、調整機能ということを裁判所としては想定してないのかなというふうに感じることもあります。

裁判所としては子をめぐる問題にもっと積極的に調査官を入れて、継続的に関与させ、調整役として機能してほしいと思っています。

高橋：面会の調停が始まって、あ、これは話は無理だなと調停委員がさじを投げた段階で、とにかく判断は書かなければならないから、そのためだけに調査官が入ってご意見をいただいて、じゃあ、これで審判を書いてしまいますというふうな流れに見えてしまっているところはあります。

山崎：それだと、当事者が満足できないというか、丁寧にやってもらったという気がしない。双方が家裁に対して不満を抱えるという状況です。

近藤：審判になる場合であっても、もうだめだから審判、という形はおかしいと思うんですね。調停でも審判でも、どちらの場合でも、面会交流の実施は両親が協力関係になれば子のための面会交流の実現につながるんだという意識を持たせる働きかけの過程を経た上で結論を出さないと。こうした働きかけをまったく飛ばして審判を出してしまうというのは、これはちょっと乱暴なやり方だろうと思います。家裁でしかできない働きかけというものがあると思います。

高橋：家裁の内部では、調停委員が調停の回数を重ねることをよしとされていない、というふうな話を聞いていまして、それが結局、早く合意をしろうというふうに強権的に出てみたり、もしくはだめだったらすぐに調査官を入れてとにかく判断、という傾向を後押ししているように感じたこともあったんですけども、そのあたりの影響はないのでしょうか。

近藤：少なくとも私が知る限り、裁判所の方針としてそういうことを調停委員に話していることはないはずです。

ただ、一般の調停委員の中には一部そういうふうを考える方がいるかもしれません。少ない回数で調停を終える方が優秀な調停委員だと勘違いをされている方がいるかもしれませんね。

研修の際に回数ではなく、家裁としてやるべきことをやったかどうかが一番問題なんですよという話をするので。

福田：私も、調停委員として面会交流や一般事件に

関してはそういう指導は受けたことはないですし、相手の調停委員から特に回数を短くやりましょうというようなことを言われたことはないですね。私自身は考えたこともありません。

西川：ありがとうございます。調査官調査について、何か補足などありましたらお願いします。

山崎：外部の専門家、例えばお母さんやお子さんの通っているカウンセラーだとか小児科医とか、そういう臨床の立場の方たちの意見書などをもうちょっと重視していただいてもいいのかなと思うことが多いです。そういうものについて、当事者の一方からしか聞いてない、中立じゃないからという理由であまり外部の専門家の意見を取り入れない裁判官が多いように思います。

近藤：一方当事者の話だけで結論が出されている意見書や診断書を、結論を左右するような資料として取り入れにくいということはあると思います。

山崎：家裁のご苦勞も察するに余りあるのですが、丁寧な意見書もありますので、少なくともそのカウンセラーや医者のところにも調査するくらいのことはしていただいてもいいのかなとは思っています。

6 近時の実務について

高橋：最近の傾向として審判や調停で合意に至ったケースで、どのぐらいの頻度で面会をしているか、あとは最近よく言われている宿泊付きの面会、遠方のケース、第三者機関の利用など、特に工夫をされたり、特筆すべきケースでこんなものがありましたということがあればご紹介をいただければと思います。

福田：第三者機関の存在は、近年、多くの人に知られてきているという印象を受けていますが、いざ利用するとなると、どちらが費用負担するかで揉めてなかなか継続しないというケースがあります。大きな話になっちゃうんですが、将来的には自治体の補助金などを使って、お金の面で頓挫するということがないようにしたいというのが私の今の願いです。



近時の実務としては、やはり月1回がスタンダードですかね。審判になってしまうと泊付き面会もまず認められないですし、月1回、子の福祉に鑑みたいな有り体の形にはなってしまいます。

本当の問題はどういう条項になるかではなくて、面会交流って柔軟にできればできるほど子どもの福祉にかなうと思うんですね。型にはめた内容ではなくて、時々両親が話し合っ、て、子どもの調子が悪ければ日程を変えるとか柔軟にできるような関係になれば一番いいので。そういう意味ではあまり近時の実務というか、その条項自体に私は多くを期待していません。当事者の要望に応じてきっちり決めてしまうと、かえってその後紛争が長引くというようなこともあったりします。

山崎：ご質問の趣旨をとらえてないのかもしれないですけど、やっぱりケース・バイ・ケースなんですよ。頻度にしても、相手がどのぐらい求めて、こちらがどのぐらいで主張してという、そのバランスによって成り立っているの、月1～2回というのが家裁のスタンダードかなという印象はありますが、それも泊付き面会も、双方の主張によってだいぶ違うように思います。どの程度の強さで相手が求めて、こちらがどの程度それを許容し、あるいは拒否しというバランスで決まっているように思います。

第三者機関で一つ思うのは、ちょっと家裁は丸投げしすぎかな、というのは感じる場合があります。双方の感情面で実施が難しいと見るや、じゃあ第三者機関で付き添いでやってみたらみたいな感じで、何でもかんでも第三者機関に流してしまうと、第三者機関の方でもパンク状態になっています。第三者機関は合意形成の機関ではないので、面会交流をするという合意が頻度も含めて成立していることが前提なわけなんです。でも家裁で条件合意がうまくできてないのに第三者機関に投げちゃうと、そっちでまた紛争が再燃してしまう。そういうのはいくつか聞いたことはあるので、第三者機関に投げればいいのかというものじゃないですよとねとは言いたいです。

福田：裁判所の後見的機能が果たされないまま、形だけ整えて、はい、調停成立しましたとなっちゃったらやっぱりうまくいかないと思うんですね。双方が相手への否定的な感情を変えなきゃならないというところまで、そこまですとんと入ってからじゃないと、なかなか第三者機関に投げるとい段階にはならないだろうと思います。

高橋：試行面接とか、あるいは試行面接でなくても、調停が何回か続いていて監護親が子どもを連れて裁判所に来ていた場合に、実験的に家裁の待合室のようところでちょっと会ってみたらとか、そういったことってございますか。

近藤：うろ覚えですけども、当事者間にその点について何も問題がなかったケースで、そういう面会を実施したことはありますね。もちろんDV事案でもありませんし、何が面会交流を妨げていたかというところは記憶にないんですけども、いろいろ事情を伺った限り特に問題がなく、当事者も了解をしているということで、面会を認めたことはありましたね。当事者の了解が前提だろうと思いますけれども。その後まもなく、面会交流について合意が成立したと思います。

高橋：試行面接自体はあまり行われないのでしょうか。

近藤：試行面接は今は結構行われていると思います。今、私がお話したような非常に例外的な形ではなくて、児童室を利用した試行面会はかなり行われていると思います。

高橋：実際に会わせてみて、お母様が心配しているようなことはあまり起こらなかったとか、あるいはお子さんの反応もそんなに悪くなかったとか、仲良くやっていたということであまりうまくいくというケースもある。

山崎：そのケースの方が多いでしょうが、中には子どもが本当に泣いて嫌がって調査室から出ちゃって、それを見てお父さんも、やっぱり本当に嫌われているんだと納得したみたいなケースもあります。

第3 ケース別の検討

西川：続いて「ケース別の検討」に移りたいと思います。これは、ケース1から3のような事案で、皆さんがどのような点に注意しているか、何か工夫をされているかお聞きしたいという趣旨です。

ケース1

面会実施困難な原因が専ら非監護親にある場合

- (1) DV, 虐待事案
- (2) 婚姻費用・養育費不払事案
- (3) (1)(2)以外の事案（例：権利主張が強い、要求が過度、勝ち負けのように捉える、別居による子の連れ帰りに不満を抱えている）

高橋：まず、ケース1は、専ら非監護親側に面会が実施できない原因があるのではないかとされるケースです。

順番に伺えればと思うんですけども、ケース1の(1)のDV, 虐待事案から工夫とか留意点をお話しただけだと思います。

山崎：まず前提としてDVといっても千差万別なんです。身体的DV, 精神的DVといろいろありますし、それによってお母さんが抱えたストレスとか、PTSDの度合いも人によってそれぞれです。なので、一概にDVがあるから面会は全部禁止というふうに思っている代理人は少ないと思うんです。

一方でDVだという主張をしていることが立証できないならば無視されるというのは、やはりあってはならないだろうと思うんですよね。本当に危険なものはあるんですよ。面会交流の場面で子どもが殺されたり、母親が殺されたりという事件も後を絶ちませんし、最近では長崎の事件もありました。あのケースも面会のために子どもを会わせに行き行って接触をしたというケースです。本当に危険なものがあるということは、すべての関係者は分かっていないといけません。DVは過去のことから、もうしないだろうみ

たいな話ではないということ。だからDVというものの理解について研修がやっぱり必要だろうと思っています。例えば、DVは保護命令が出ているような事案でも、6か月の接近禁止命令が切れたから、もう面会できるだろうと、すぐそっちに話を持っていくという方がおられて、そのあたりはDVを矮小化しすぎているのかなと思います。

その上で、この親子において、親子の関係をこれからどうするかというのは、必ずしも直接面会だけがゴールではないはずなんです。親子の関係の在り方というのはさまざまなので、いろいろな交流の在り方を工夫できるはずなんですよね。お手紙や写真の送付とか、状況のご報告とか、それで非監護親も満足することができることもあるし、最近ではSkypeとかSNSを使ったりすることもあります。なので、直接面会だけがすべてではないということは言いたいですね、特にDV事案では。DVがあったという事実は、その親子関係をどうするか調整にあたって切っても切れない事情の一つですから、その前提で、これからの関係を考えてもらいたいと思います。

福田：私は面会が実施できない原因を点でとらえるべきじゃないと思っています。過去の虐待行為が面会が実施できない要因の一つであったとしても、子どもが面会を拒否する理由はそれだけではない。一定の年齢以上の子どもが面会を拒否するのは、過去の虐待行為に対して怒りや不安が収まらないからということよりも、今その時点での非監護親の言動に不信感や嫌悪感があるという理由であることが多い気がします。子どもの中でこうした感情が持続している背景に何があるのか、そこに目を向ける必要があります。

虐待を行ったという事実と子どもを親が愛しているという事実、これは矛盾しないというところに難しいところがあって、虐待はしたんだけど、やっぱり子どもを愛しているというケースがたくさんあるわけです。私は、その親の愛を伝えることが、子ども

の中にあるネガティブな感情を消すために必要であり、そのためには、やっぱり面会は適切な時点でやるべきなんだろうという考えが根底にあります。もちろん、性的虐待ケースなどでは別に考える必要がありますし、虐待と一口にいってもその程度はさまざまですから、虐待ケースを一括りにすることはできません。しかし一方で、虐待親との関係改善に向けた面会交流が子にとって有益であるケースは当然あって、そのようなケースでは監護親に対して、非監護親との面会実現に向けた働きかけをしていくことになります。

ただ、会いたくないという子ども本人をどこまで説得し、導くべきかは、非常に悩ましいです。私が監護親の代理人を務めたあるケースでは、調査官の調査報告書の中では、「今後も非監護親との面会を続けていくべき」との調査官意見がありながら、直後の調停期日においては同じ調査官から「この子の非監護親に対する拒否感が今なお根強いのは面会を無理にさせてしまったところに一因があるのではないか」という指摘を受けたということがありました。調査官としても、その判断は非常に悩ましいということなのだと思います。

だから、虐待事案であれば一律に二度と面会はさせないという考え方には同意できないんですが、やはり面会の方法、タイミングなどは慎重に考えるべきで、個々のケースに応じて子どもの心の中に入って行って、子どもの思いに寄り添いながら最善の方法を探っていくということが必須だなというふうに思っています。

山崎：先ほどの話に補足しますと、DVの被害を受けた方の多くはお母さんですが、必ずしも一子どもを父親に会わせたくないという方ばかりじゃないです。私の経験ではむしろそういう方の方が少ないですね。

将来的には父親に会ってほしいと思っているけれども、少なくとも今はちょっと無理なんだ、自分の恐怖心が強いし、子どもも怖いと言っているし、と

というような意見も多いです。だから、面会交流も今すぐということだけでなく長い目線で見ることが必要なんだろうと思うんですね。一方で、お父さんからすれば、子どもに会う期間が、例えば1年でも2年でも空いてしまうと不安になってしまうのは分かるんですが、そこをぐっとこらえて、この離婚の紛争の中で双方が一番傷ついているという状況の中で、待つという姿勢が必要なのがDVや虐待事案だと思うんですよ。だから継続的にどうい交流をするかという視点で、今すぐ会わせろというのを、ちょっと待ってみることは可能かというような調整を双方代理人が試みることができると、かなり違うかなという気がします。

高橋：DVや虐待の事案について、裁判所はどのような配慮をされて、事件の審理を進めているかというところではいかがですか。

近藤：監護親に面会交流の必要性を説くことと同じように、DVの加害者といわれる立場、そういう方に対し、監護親と子の生活を尊重した上で、監護親と平等な協力関係を前提として面会交流を実施しなければいけないことや、面会交流の実施は、当事者のいずれかが「勝った」結果ではなく、子のために必要であるという判断の結果であることの理解に向けた働きかけは重要だと思っています。

福田：非監護親へのそういった働きかけを非監護親の代理人がやってくれれば、すごくありがたいですね。子どもがかかわる事案に代理人で付く場合は、その辺の意識を高めてもらいたいなということを、子どもの権利にかかわる弁護士としては思っています。

山崎：私もそれにはすごく同意するんですけど、その前提として監護親と非監護親では面会に向けた負担が平等ではないことを理解しておく必要はあると思います。

監護親側は、子どもを日々監護している心理的、肉体的な負担がある中で、面会交流をするにあたって、面会に向けてスケジュール調整や子どもの心理



的ケア，すなわち非監護親に会いに行くまでの子どもの心の準備を促すことなども含め，そうしたことが結構大変です。また当日は，小さい子どもの手を引いて電車に乗って連れていくことの負担もありますし，帰ってきたあとの心理的ケアも必要です。一方で非監護親は面会の当日の数時間，楽しく遊んでいけば基本的にOKなわけで，そう考えると，監護親の方が面会にあたって多く負担を担うことにならざるを得ない。そのことを非監護親側がどれだけ理解できるかというのはすごくポイントだと思うんです。

福田：そうですね。

山崎：子どもにとって両親は平等だから平等に会わせるみたいなことを言っていたらだめで，これは同居中であっても子育ての負担というのはどうしても片方に多くなりがちだということと近いのですが，やっぱり非監護親側が平等とか均等とかを言いすぎちゃうとうまくいかないのかなと思います。

福田：常に相手の立場を思いやる姿勢というのは，あなたの面会をうまくいかせるためには必要なですよということをよく自分の依頼者に言っています。

近藤：現在の監護状況を尊重するという考え方は，以前は面会交流実施に慎重な考え方につながったわけですが，家裁実務が面会交流実施に積極的な姿勢になった現在でも，子のための面会交流は，監護親と非監護親との協力関係があってこそ実現するわけですから，協力関係の前提として，現在の監護状況が尊重されなければならないのだというところは変わってないはずですね。

高橋：次に，ケース1の(2)ですが，婚姻費用と養育費について，面会をさせないんだったらお金を払わないとか，逆もあるんですけども，法的根拠としてはまったく別なので理由にはならないとは言うものの，主張として出てくることが多くて，こういうときにどうやって事件を進めるかというのは，頭を抱えておられる弁護士も多いと思います。

私が以前にやった事案では，そういうことを言う

ならともかく婚費の審判だけを先に出しましょうということ，審判だけを早く出していただいたということがあったんですが，例えば何か工夫をされることとか，こういう進め方で解決したとかいうアイデアがあれば，教えていただきたいです。

山崎：やはり婚費の審判を先にしてくださいと代理人として言うしかないと思いますよね，そこは。

高橋：あと，養育費を払わなかったら面会させないという条項を入れるとか，逆もありますけれど，そうした話を私はよく見聞きするんですけど。

山崎：でもその話は通用しないよと言うと，それを理解しない人はあんまりいないですけどね。

近藤：私も条項に入れろという話は聞いたことがないですね。心情的には，そういうことを口走る人はたくさんいますが，理屈ではそれは通用しないんだということは，私の出会った人たちはほぼ理解していましたね。

山崎：先ほどの平等じゃないというのをもう1回言いたいんですけど，面会というのは継続的実施が目的ですからいろいろな事情と心理面の調整が必要なものに対して，養育費とか婚費は払えばいいだけで，その履行の負担が全然イコールではないので，そのあたりの説明をすることはあるかもしれないです。

高橋：逆に，審判で婚費も面会も決まってしまったあとに何かの事情で，お母さんが例えば今月は面会できないとか，しばらく面会できないという話をしたときに，お父さんが，そんなことを言うなら，今後養育費を払わないという…。

山崎：面会できなくなったとたんに養育費が止まるというのはよくあります。それはもう履行勧告をして差し押さえをしちゃいます。

高橋：それと面会の話というのはどうされていますか。

山崎：差し押さえまですると面会交流の調停を起さされるというのもよくあるパターンですね。

福田：あなたにとって有益な面会にするためには，相手から信頼されないといけないんですよという説明

をしていますね。お金の支払いを止めるなんて、信頼されない最たる行為ですから、そんなことをしておきながら、面会をうまくやろうなんていうのは、そこにはまったく子の福祉の視点なんていうのはありませんと、私は自分の依頼者であっても、そこは厳しく指摘します。

ケース2

面会実施困難な原因が専ら監護親にある場合

- (1) 感情的な葛藤が深刻な事案
- (2) 正当な理由が見当たらない場合

高橋：次にケース2で、逆に面会を実施できない理由が、どちらかといえば監護親側に強い場合です。ケース2の(1)はケース1の(3)と若干裏になるのかもしれませんが、特に感情的な面が強すぎるというところで、もう少しお母さんの方で何とかならないかなという事案ということなんですけれども、こういった場合にどう事件を進めるかというところをお聞きしたいと思います。

山崎：監護親に対して、先ほどの面会交流の意義みたいな話をもう一度するとともに、カウンセリングを受けてもらうということがありますね。

DVを主張される方はすごく多いんですが、必ずしも今現在、相手方からの追跡とか差し迫った危険性まではないという場合もあるんですよ。それでも、過去にあったことで恐怖心がものすごく強いという方もとても多くて、それが合意形成にあたり心理的に足を引っ張っていることはあるんですよ。そのあたりは、危険性に関して客観的な評価を説明し、万が一のときには対処できるという説明をして、それでも恐怖心が上回っている場合は、そこはあなたが乗り越えなきゃいけない部分で、あなた自身の外にある危険ではなくあなたの中にある問題だよと話をします。それと子どもにとって他方の親との面会というのは、分けて考えなきゃいけない。ここは

つらいところだけれども、克服してもらわなきゃいけないところだよという話をします。

西川：そうしたケースを受け入れているカウンセラーの方というのは結構いらっしゃるのでしょうか。

山崎：います。でも、どこも満員状態でして、なかなか行ってすぐ予約が取れるというような状態ではありません。

医療業界の中でも、DVだとか虐待のその後のケアというのは、なかなかお金にならないし、とても大変だし、それに携わる人が少ないという話を聞いたことがあります。そこは弁護士業界も同じなんですけど、こういう手間のかかる事件をお金に換えていく仕組みが必要かもしれないですよ。

福田：私は、本当に長くかかりますけれども依頼者と密に話して説得します。それに一切聞く耳を持たないような監護親だと、そもそも私のところに依頼が来ないんですよ。親子の関係改善を目指すというところに主目的を置いていますということは冒頭で説明して、そういう前提で依頼してくださいという話をしていますので。感情的にはいろいろあるけれども、子どものために何とかしてこうという人の事件を受けているので、時間はかかっても説得はしています。

山崎：私はDVの被害者支援をやっていますから、そういう方がたくさん来るけれども、先ほども言ったように、将来的には他方の親と子どもとの関係を正常化したいと思っている人の方が多いですね。そこで次のような説明をすることもあります。シングルマザーになったらお金が大変だよと。いざ、その子どもが私立大学に行きたいというときに、子ども自身からお父さんに学費を払ってくださいと言えるようになってくれた方がありがたいと思わない？と。大学の学費を払ってほしいということは子ども自身から親にお願いすべき話だよと。そんなふうに親の離婚のツケを子どもが負わないですむように、子どもの将来の可能性をつぶさないために、将来そういうふうにお父さんに言えるようになるために、今、

何かできるかというのを考えようという話はよくしますよ。これも説得の一つのやり方なんですけれど。

福田：調停委員としては本当にとんでもない理由でとにかく面会は嫌だという人が少なからずいて、双方に代理人も付いてなかったりします。調査官も付いていないし、そうした場合は調停委員会としては本当に苦労しますね。面会交流についてのDVDを見せたりということもしようとするんですが、まったく受け入れない。もう「会わせなければならない意味が分からない」の一点張りで、説得してくれる代理人もいない、そんなケースがこれまで何件かありましたね。

近藤：今のお話で、調査官が付かないというのは、事情を説明して調査官調査をしてほしいと裁判官に話をして調査官関与がないということですか。

福田：言えば付くとは思いますが。調停委員会が申し入れをして必要だというふうに言えば当然付けてくれると思います。最初からは付かないという意味です。

山崎：調査が行われるだろうという事案じゃないと調査官が付いてくれないということは、私も印象としてあります。

福田：そうですね。だからそこで調停委員が調査が必要だよというふうな申し入れをしなければ、たぶん付かないままだと思うんです。

近藤：調査官が付くか付かないかというのは、最初の段階で手続選別というのがあって、その段階で調査官が手続選別をしているんですね、裁判官が事件記録を見る前に。

福田：調査官もするんですか。

近藤：調査官の手続選別の結果は、例えば、事前調査が必要とか、最初から期日立会が必要とか、状況を見た上で必要に応じて調査官調査等のいろいろな意見が付くわけですが、それを参考にして、裁判官が最初の段階から調査官を関与させるかどうか判断するんです。

ですから、最初から調査官が関与していないのは、

しばらく調停で様子を見ましょうということなんだろうと思います。必要に応じて、裁判官が期日立会命令を出すとか意向調査命令を出すということを判断することもあり得ると思うんです。ただ、裁判官も見落とすことがあり得ますから、調停委員から調査官関与について評議を求めるなどしないと、そのままになってしまうかもしれませんね。だから必ずしも調査官がものすごく忙しいので、最初から付いてないということではないですね。

福田：裁判所内で、こういうケースは最初から付けるという、基準のようなものはあるんでしょうか。

近藤：非常に紛争性の高い事案は、最初から調査官関与にしますし、事案によっては事前調査といって、調停が始まる前に当事者から事情聴取をするというようなこともあります。事案によっていろいろです。面会交流事件は必ず調査官の手続選別を受けているはず。もし、調停委員として調査官が必要だと考えるのであれば、裁判官とぜひ評議をされて、積極的に要望されたいと思います。

ケース3

面会実施困難な原因が専ら子にある場合

- (1) 親の影響がうかがえる場合
- (2) 子の真意に基づく場合

高橋：ケース3として、面会実施困難な原因がお子さんにある場合ということで、この辺が調査官調査との関係にもなってくるのかもしれませんが。

雑駁な分け方で申し訳ないんですけども、親御さんの影響があるのではないかとかがわれる事案の場合と、そうではなくて、お子さんの真意に基づく場合に分けました。

山崎：ここは福田さんの意見をぜひ聞きたいと思っているんですが、私の意見を先に言いますと、子どもの言葉が親の影響を受けているとか忠誠葛藤だとかは、調査報告書や非監護親の主張の中によく出てく

るんですが、子どもが小さければ小さいほど監護親の影響を受けるのは当たり前じゃないかと思うんですよ。それを子どもの真意と親の影響みたいなものをどこかで分けして線引きをしようとする努力そのものが、無駄ではないかという気がするんです。

それなのに、子どもが嫌だと言っているのに、子どもの真意が別にあるから面会させるみたいなケースが間々見られる気がして、その分け方自体をもうやめたらと思うんですよね。子どもの立場からすれば、少なくとも自分は嫌だと言っているのに、「それは親の影響だから、あなたの真意じゃありません」と言われたら、自分が嫌だと言ったのに周りの大人が勝手に決めちゃったと、どんな小さい子でも思うはずですよね。その子どもの「聞いてもらえなかった気持ち」みたいなものはきっとその後にも子どもの中で残ってしまうと思うんです。親の影響とか子どもの真意という話って、必ずしも実態に合っていないと思うんですが、いかがですか。

福田：私は、子どもが親を拒否している状態というのは、もはや子どもの精神状態は健全じゃない状態だと思っているんです。一方の親に会いたくない、会えないというのは、自分のアイデンティティーにかかわる自己否定そのものだと思うんですよね。その子どもの不健全な状態を解消するためには、やはり面会をして、その状態をなくしていこうという考え方を持っているんです。

子どもが親の影響を受けるのは、これは当然です。だからそこは子どもが拒否しているということを事実として受け入れた上で、でもそれは、子どもの気持ちを尊重して会わせないようにしましょうじゃなくて、子どもがそう思っているということは、子どもが、今極めて深刻な状態にあるんだよと。だからそれを解消するためにどうしたらいいのかということに関係者全員で考えていこうというふうに働きかけています。

山崎さんのおっしゃる通り、子どもはこう言っているけれども、それは親の影響だから子どもの真意

じゃないというふうに切り捨てるのは反対です。だから言っていることは言っていることとして、ちゃんと受け止めるべきだとは思っています。

高橋：親の影響かどうかを調査官が判断するには、やはり子どもからよく詳しく聞いてということになるのでしょうか。

福田：難しいですよ。親の影響だとか、いや、影響はないんだと判断するのは、もう本当に神様じゃないと分からないぐらいだと私は思うんですよね。

山崎：私もそう思います。しかも、これは子どもが嫌だと言っているけど面会すべきだという方向でしか使われない論理なんですよ。だから、何か原則面会実施の説得のスキルのような形で使われているのが、私はちょっと疑問に思っているんです。

福田：しかも子どもの感情って今日と明日で違うんですよ。

山崎：そうそう。

福田：どちらも真意なんですよ。

山崎：そうなんですよ。先ほど福田さんがおっしゃった、この子どもが本当に嫌がっていることをまず認めた上で今後それを解消するために何が必要かという視点というのはすごく賛成です。

福田：嫌がっている状態は、やっぱり子どもにとって不幸だし、かわいそうなことなんだよということが、監護親の方にも理解してもらって、そこを何とかしなきゃというふうに双方が協働してできれば一番いいと思います。

山崎：そのときには、子どもが嫌だ嫌だと言っているのに今すぐに会わせろという方向にはならないはずで、ちょっと間を置いて再協議するとか、お手紙やプレゼントを受け取れるかどうかから始めるとか、いろいろな合意のバリエーションみたいなものを双方代理人が工夫できたらいいと思うんですよね。

福田：子どもが、嫌だ、嫌だと言っていたのに、監護親が非監護親の立場を考えるようになって、非監護親に対する感謝の言葉なり、そういったものを口にし始めたってたん、拒否感というのがずっと消えてい



くというケースは多くあります。そういう意味で、監護親の影響というのはすごく大きいんですよね。意図的に悪口を吹き込んだなんていうことはしていないケースでも、監護親の持っている感情がそのまま子どもに強く影響するということはありますので、だから監護親の感情を変えるというのはとても大事だと思っています。

西川：こうした点について、近藤さんから何かございますか。

近藤：忠誠葛藤とか監護親の影響とかいう言葉で、ばさっと切り捨てるような報告書が多いんですか。

山崎：多いとまでは言いませんが、そういう論理はよく見られると思います。子どもが嫌だと言っているけれども真意ではないので面会すべきだ、みたいな。その真意ではないので面会すべきだという結論の理由としてよく使われるのが、親の影響だとか忠誠葛藤という言葉です。

近藤：具体的な事実が報告されているということはないですか、つまり家庭訪問をしたときの子どもの言動が具体的に記述されているとか。

山崎：子どもが言っていることが親の言っていることと同じだと、だからこれは親が言っていることをそのまま影響を受けて言っているんだというような報告書はあります。少なくとも当事者として子どもの意見が切り捨てられているという印象を受けるということなんです。

近藤：ちょっと私のイメージしている報告書の内容と違うので、何とも意見が言いにくいところではあるんですが、忠誠葛藤だとか、親の影響だと断定している調査報告書というのは、あんまり見たことがないような感じがするので、実際に、今、家裁実務の現場で、そういうことが言われているんだとすると、ちょっと驚きを感じます。

仮にそうだとしても、家裁の判断はそれだけで左右されるわけではないはずですし、子の意向調査をする際でも、あなたの言っていることや考えがそのまま結論になるわけではないということをちゃんと説

明して、実際に子どもの意向だけで右か左か判断されているわけではありませんので、そう明確に言われると、私としては家裁実務として違和感があるような感じはします。

山崎：もちろん、いろいろな理由が書かれている報告書はあると思うのですが、子ども自身が嫌だと言っているのに、これをどうやって面会させる方向で調整したらいいのかというのは、実は、監護親自身が一番聞きたいことなんですよ。でもそれに対する答えが、家裁の手続の中で得られないという不満を持っている方は非常に多いんですよ。結局、子どもが嫌だと言っていることが、私の影響だというふうにあんまり重視されていない、でもそれなら監護親である自分はどのように面会まで持っていけばいいんでしょうかみたいな感じに。そうした論理は、結局その面会交流事案をどうするかという解決につながらないと私は思っています。

高橋：監護親の性格とか、お子さんの性別とか、お子さんの性格で違いは出てくると思いますか。

福田：それはあると思います。持っている固有の考え方で全然違ってはきますね。子の年齢にもよりますし。

近藤：そうですね。少なくとも私のイメージする調査官調査は、年齢とか能力とか性別とか、背景事情も含めまして、かなり細かに事前に情報を得た上で子どもに会い、やりとりをする、その具体的なやりとりを報告してもらおうという流れが、私のイメージする子の調査なものですから、あまり忠誠葛藤という言葉が頻繁に目にした覚えもなく、親の影響だというふうに断定するその報告書も、あまり見た記憶もないので、もし今そういう形になっているんだとすれば、ちょっと驚きですね。

山崎：誤解のないように、調査官調査がすべてそうだと言っているわけではないことが一つと、私が言いたいのは、子どもの真意か親への忠誠葛藤なのか、それを分けようとするという思考回路自体をもうやめようよということなのです。

第4 共同親権, 親子断絶防止法案 について

西川：共同親権, 親子断絶防止法案などについてはここまで触れられませんでした, もし伝えておきたいことなどありましたら, お話しいただけますでしょうか。

福田：アメリカのケースを見ると, もともと子どもは別れても母親, 父親が両方で育てていくものだという認識, 意識を根付かせるという意味では, 共同親権というのも有用かと思えます。ただ, 監護親をどちらかにするかで, また揉めるのであれば, 結局同じことなので, そういった意識の改革ということは容易じゃない。繰り返しになりますが, 関係機関と連携した長い期間をかけての意識改革というのが必要になるんだろうというふうには思っています。

山崎：今, 議員の中で出てきている「親子断絶防止法」は, 子連れで別居せざるをえない事情を否定する内容ですし, DVや虐待には特別な配慮をすればいいという条項だけで, 何のフォローとか支援体制もないまま面会交流を原則義務化するという内容で, 私は危機感を持っています。その危機感みたいなものを, もっと多くの方と共有できればよいと思っています。

福田：面会交流を非監護親の権利とする考え方には, 同意できません。親子断絶防止法も, そこは明記しているわけでは当然ないんですけども, そういう考え方が根底にあるとすると非常に問題があると思っています。

じゃあ, 子どもの権利としてとらえるかというところは, それは見解が分かれるところだと思うんですよね。だから裁判所の判断も分かれているところなんですけれども, 面会交流はあまり権利性を振りかざすことになじまない話なのかなというふうに思っています。

高橋：先ほど, 子どもの手続代理人という話もありま

したが, 子どもが本当は会いたかったんだけども, 父親はどこかへ行ってしまっているというときに, 逆に子どもから面会をしてほしいというような場合はいかがでしょうか。

福田：子どもがそれを望んでいるのであれば, 進めるべきだとは思いますが。それは権利だからというよりは, やはり子の福祉にとって子どもが望むのであれば, そうするのが最善の利益だろうという考え方からだとは思っています。

高橋：共同親権にしてしまった方が, 逆にそういうことを言いやすかったりするのかなというふうに思ったんですけども。

山崎：私はそうは思わないです。日本は親権というのが何か親の権利のような形で理解されていますけど, 諸外国を見ると必ずしもそうじゃなくて, 親責任とか親配慮みたいな言い方に変ってきている国も多いので, 何を「共同」でするのかというのが日本の考え方と諸外国の考えとで, ちょっとずれているような気もするんです。

なので, 諸外国の在り方をそのまま日本に当てはめるような共同親権の議論というのは, 今の実情に合っていないんじゃないかなと思います。

近藤：共同親権で一番問題なのは, 両親の紛争を持ち込む状況の中で, 両親それぞれが親権を持っているという状況なのだろうと思います。

共同親権制度を採用している国の裁判官から, 親の紛争を持ち込んで非常にこじれているケースが相当程度あって, 個人的には共同親権制度の採用は失敗だったと思うというお話を聞いたことがありました。特に裁判所で紛争ケースばかり見ていましたので, このような状況で共同親権になったらどうなるんだという思いが私にはあり, にわかに賛成できない思いはあるんです。

ただ, 離婚をしても, 父親がいて母親がいて, その両方から愛情をかけられて育ったんだという, この思いは, 子どもにとっては大切なだろうと。両親から愛情をかけられる一場面として面会交流が

実施されるのであれば、それは子にとって幸せなことだろうと思います。

共同親権に関しては、まだ相当議論も必要だろうと思いますし、そう簡単にその制度を取り入れていかと言われると、そこは難しい問題もあると考えています。国民性の問題もあると思いますし。

福田：ただ、例えば児童相談所に保護されている子どもについて考えると、親権者である親から面会要求があれば、児相としては個々の事案に応じて面会が可能か否か、慎重に検討します。ところが、面会を求めてきた親が非親権者ということになれば対応はまったく違ってきます。現行法制下ではそれはやむを得ないのですが、そうした現状を見ると、やはり親権を持たないということの重みを感じ、単独親権制度のままではよいのかなと思うことは正直ありますね。

第5 今後の展望 ～面会交流事件の解決に向けて～

西川：時間も迫ってまいりましたので、最後に皆さんからまとめとして今後の展望、面会交流事件の解決に向けてのお考えをお聞かせいただければと思います。

近藤：本日皆さんから伺ったお話から、家事事件手続法施行後、いろいろと手続が変わってきている中で、面会交流の家裁実務も変わってきていることは、これはもう現実だろうというふうに思っております。

そうした中で一番問題だと思うのは、家庭裁判所がやるべき仕事を十分にやっているかということです。多くのケースは、それがなされているんだろうと思いますが、中には裁判官の手続指揮に若干問題があり、十分な審理がされていない、後見的機能が発揮されていない。突き詰めて言うならば、家庭裁判所の手続を離れる段階で、当事者である父親、

母親が子どものために向き合って、子の利益のための面会交流実施に向けた協力的な関係に立っている、そこに向けての働きかけが十分なされているかというところで、少し問題があるのかなという気がいたしました。

ただ、何もかもが理想的に動くということはありません。得ないことなので、大半のケースが十分な審理の下、そういう働きかけがなされて、いい結果が生まれているんだろうと思いたいところです。あとは、家裁の手続を離れたあとの支援体制の充実ですね。

福田：裁判所が調整機能をもう少し担ってほしいというのがまず一つあります。

ただ、調停が成立したあとに裁判所が継続的にかかわることは当然困難で、だからこそ親の教育プログラムを担う第三者機関が今後どんどん増えて、そういったものと連携して、裁判所がある程度最初の導入部分に介入し、第三者機関につなぎ、それには予算的な手当ても補助金なども必要になっていくのですが、そういった関係機関と連携した長期的な取り組みができるのが、理想的な制度のあり方だと思います。

山崎：繰り返しになるのですが、面会交流事案というのは、今現在の取り決めの合意形成の段階と、実施面の段階との両方で、非常に息の長い支援が必要な特殊な事案だと思うんですね。それは義務の履行の内容が、人が人に会うという非常に有機的で複雑な内容だからで、その複雑さの中で何の支援もなく、完全に当事者が放り出された状態である日本の状況というのは憂慮すべきものがあります。

いろいろな側面から「寄ってたかっの支援」が面会交流には必要だということは、福田さんとも共有できて、本当にその通りだと思いますので、弁護士会が何かしらそれに対しての取り組みができるような団体であればいいなど、個人的には思っています。

(構成：西川 達也)